

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 243 号

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「のうち、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方公共団体及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人が開設したもの以外のもの」を削る。

第4条中「実施する病院」を「実施する病院で、市長が適当と認めるもの」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)